障地第1257号

令和６年４月22日

各市町村障がい福祉主管課長　様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

高次脳機能障害(者)支援体制加算に係る研修の取扱い等について（通知）

　日頃から、本府障がい福祉行政の推進に御協力をいただきありがとうございます。

　標記について、令和６年度障がい福祉サービス報酬改定に伴い「高次脳機能障害(者)支援体制加算」が新設され、高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修（以下、「加算対象の研修」という）の修了が必要となります。

　大阪府では、下記の研修のみを加算対象の研修として取り扱うことといたします。下記に定める研修以外については、加算の対象外となりますので、御承知置き願います。(下記１については、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が発行する受講証明書を以て、加算対象の研修を修了したものとして取扱います。)

なお、下記取扱いについては、国の方針等により変更となる場合があります。変更となりましたら別途大阪府より御連絡差し上げます。

　貴市町村においては、本件について、管内の障がい福祉サービス事業所等関係機関へ御周知いただきますようよろしくお願いします。また、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」の取扱いを除く「高次脳機能障害(者)支援体制加算」の加算要件についての問合せは、府内各障がい福祉サービスに係る指定担当部局にて御対応いただきますようお願い申し上げます。(府が指定権者となる障がい福祉サービス事業所に関しては大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導Gへ御連絡ください。)

記

１　高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が実施した

「令和５年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会（実践研修）」（３日間研修）

２　大阪府が令和６年度以降実施する「大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」

|  |
| --- |
| 【「これに準ずるものとして都道府県知事が定める研修」の取扱いも含めた研修に関する問い合わせ先】大阪府福祉部 障がい福祉室　地域生活支援課　担当　：地域生活推進グループ　木路・石原・オルセン　TEL　０６（６９４４）６６７１FAX　０６（６９４４）２２３７ |

※大阪府では、一定の受講条件を満たしている方を対象に、「高次脳機能障害支援体制加算」の算定

要件となる研修として、「令和６年度大阪府高次脳機能障がい支援者養成研修」を令和６年７月

に実施予定です。受講条件も含めた詳細については、別途御連絡差し上げます。